

NHKインターネット活用業務実施基準

2022年12月21日 総務大臣認可
2023年4月1日 施行

第1部 総則

(目的)

第1条 この基準は、放送法（以下「法」という。）第20条第2項第2号および第3号の業務に関する法第20条第10項の基準として、当該業務の種類、内容、実施方法および実施に要する費用に関する事項等を定めるものである。

(定義)

第2条 この基準における用語は、次の各号の定義に従うものとする。

一 放送番組

放送をする事項の種類、内容、分量および配列

二 理解増進情報

日本放送協会（以下「協会」という。）が放送したまたは放送する放送番組の編集上必要な資料その他の協会が放送したまたは放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（放送番組または当該情報を編集したものを含む。）

三 放送番組等

協会が放送したまたは放送する放送番組および当該放送番組に係る理解増進情報

四 2号受信料財源業務

放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（放送に該当するものを除く。）（法第20条第2項第2号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの

五 2号有料業務

放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（放送に該当するものおよび協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供する業務を除く。）（法第20条第2項第2号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの

六 3号受信料財源業務

放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者および外国放送事業者を除く。）に提供する業務（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供する業務を除く。）（法第20条第2項第3号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの

七 3号有料業務

放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者および外国放送事業者を除く。）に提供する業務（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供する業務を除く。）（法第20条第2項第3号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの

八 インターネット活用業務

第4号から第7号までの業務の総称

九 国内インターネット活用業務

2号受信料財源業務および3号受信料財源業務のうち、国内放送の放送番組等の提供に係るもの

十 國際インターネット活用業務

2号受信料財源業務および3号受信料財源業務のうち、国際放送および協会国際衛星放送の放送番組等の提供に係るもの

(放送番組の範囲)

第3条 この基準中、放送番組についての記述は、特にことわりのない場合、いずれも、国内基幹放送、国際放送および協会国際衛星放送におけるテレビジョンおよびラジオの放送番組を含む。

第2部 インターネット活用業務に関する通則

(業務実施にあたっての基本原則)

第4条 インターネット活用業務は、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、

- または国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施する。【注1】
- 2 インターネット活用業務の実施にあたっては、この基準に定めるところを遵守するとともに、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者が法第64条第1項の規定により協会と受信契約を締結しなければならないとされていること（以下「受信料制度」という。）の趣旨に照らして不適切なものとならないこと、その実施に過大な費用を要するものとならないこと等、法第20条第11項各号に定めるこの基準の認可要件に従って適切に実施する。

【注1】 法第20条第1項の業務として、取材・番組制作、受信料の契約・収納、職員採用等の業務を実施し、または公共放送の事業案内、事業活動に関する情報公開、調査研究を行う目的でインターネットを活用することがあり、その際、それらの目的に照らして一般に認められる程度・態様において、専ら受信料を財源として放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供し、または放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供することがある。

(理解増進情報の提供に係る基本原則)

- 第5条** 理解増進情報は、法の趣旨を踏まえ、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のものとし、次の各号のいずれかに該当するものに限る。
- 一 放送番組を周知・広報するもの
 - 二 放送番組等を再編集したもの
 - 三 放送番組の内容を解説・補足するもの
 - 四 放送番組のために収集した情報であって災害等の予防や被害の軽減に資するもの
 - 五 協会が放送した放送番組（以下「既放送番組」という。）の一部を編集したもの
または当該放送番組のために収集した資料であって創作用素材として提供するもの
 - 六 その他放送番組の視聴に関して参考となるべき情報

(広告の禁止)

- 第6条** インターネット活用業務の実施にあたっては、他人の営業に関する広告を行わない。

(実施計画の策定、届出および公表)

第7条 インターネット活用業務に係る実施計画（以下「実施計画」という。）については、法および放送法施行規則の規定に則り事業年度ごとに策定し、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、協会のウェブサイトに掲載して公表する。実施計画を変更する場合も同様とする。

(実施状況の公表、評価および改善)

第8条 各事業年度の終了後、実施計画の実施状況（サービスの利用状況に関する情報および収支実績を含む。）を取りまとめるとともに、これについて評価を行う。

- 2 インターネット活用業務の実施状況について、少なくとも3年ごとに、前項の評価の結果も踏まえて、技術の発達および需要の動向その他の事情を勘案して評価を行うとともに、その結果に基づき必要があると認める場合には、当該業務の改善を図るための措置（この基準の見直しを含む。）を講ずる。
- 3 第1項の実施状況および評価ならびに前項の評価および措置は、協会のウェブサイトに掲載して公表する。

(インターネット活用業務審査・評価委員会)

第9条 インターネット活用業務における適切性の確保に資するため、協会の会長の諮問機関として、学識経験者からなるインターネット活用業務審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）を置く。

- 2 審査・評価委員会の委員の委嘱にあたっては、市場競争の評価等に関する知見を有し、客観的かつ中立公正な判断をすることができる者を選定することとする。
- 3 実施計画の策定ならびに前条第1項および第2項の評価にあたっては、審査・評価委員会に、インターネット活用業務の公共性および市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を求め、これを尊重する。
- 4 審査・評価委員会は、実施計画の策定ならびに前条第1項および第2項の評価に関して見解を述べるために必要と認めるときは、インターネット活用業務に係るサービスと同種のサービスを行う事業者（以下「競合事業者」という。）および協会が委託等によりインターネット活用業務の一部を担わせる事業者（以下「外部事業者」という。）に意見を求めることができる。

- 5 前条のインターネット活用業務の実施状況の公表および評価のあり方については、審査・評価委員会の見解等を踏まえて不断に見直す。
- 6 審査・評価委員会の規程、議事の概要、会合における配付資料およびその他の資料は、審査・評価委員会の定めるところにより、原則として公表する。公表は、協会のウェブサイトに掲載して行う。
- 7 審査・評価委員会の運営に必要な事項については、審査・評価委員会の定めるところによる。

(放送法上の努力義務に係る取り組み)

第10条 2号受信料財源業務および2号有料業務の実施にあたっては、地方向けの放送番組を提供するよう努めるとともに、他の放送事業者との連携・協調を深める観点から、他の放送事業者が行う当該業務に相当する業務の円滑な実施に協力するよう努める。

- 2 前項に係る取り組みを積極的に進めることとし、地方向け放送番組の提供に向けた設備整備、他の放送事業者との連携・協調に資する方法による放送番組の提供等、その具体的な業務の内容については、実施計画において各事業年度の計画を明らかにする。

(ユニバーサル・サービスへの取り組み)

第11条 インターネット活用業務の実施にあたっては、共生社会の実現に貢献するため、人にやさしい放送・サービスを補完する手段としての活用を推進する。

- 2 前項に係る取り組みとして、提供情報の自動生成等に係る技術を活用し、視覚・聴覚障害者や高齢者、在留・訪日外国人等に向けた字幕、解説音声および手話によるユニバーサル・サービスに係る情報のインターネットを通じた提供を行うこととし、その具体的な業務の内容については、各事業年度の実施計画において明らかにする。

(国際インターネット活用業務への取り組み)

第12条 国際インターネット活用業務の実施にあたっては、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし、全世界へ向けた情報発信を強化するとともに訪日・在留外国人に必要な情報を適切に提供する観点から、国際放送お

より協会国際衛星放送の放送番組等の提供の充実に努める。

2 前項に係る具体的な業務の内容については、各事業年度の実施計画において明らかにする。

第3部 2号受信料財源業務

(業務の内容)

第13条 2号受信料財源業務は、次の各号に掲げる放送番組等を一般に提供することを内容とする。

一 放送番組

ア 協会が放送しようとする放送番組（以下「放送予定番組」という。）のうち、放送番組の周知・広報のために特に提供することが必要と認めるもの
イ 協会が放送している放送番組（以下「放送中番組」という。【注2】）のうち、次に掲げる放送のいずれかによるもの（提供に必要な権利を確保できないもの等を除く。）

- (ア) 総合テレビジョン放送
- (イ) 教育テレビジョン放送
- (ウ) ラジオ第1放送
- (エ) ラジオ第2放送
- (オ) FM放送
- (カ) 国際放送
- (キ) 協会国際衛星放送

ウ 国内テレビジョン放送の放送中番組のうち、一時の目的のために提供する次に掲げるものの

(ア) 災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきものを伝える放送番組

(イ) 放送開始後の視聴の利便を図るための時差再生サービス（ハイブリッドキャスト【注3】対応受信機または当該受信機に紐づく端末機器を対象とするものに限る。）の対象とする放送番組

工 既放送番組【注2】のうち、次に掲げるもの

(ア) 総合テレビジョン放送および教育テレビジョン放送の放送番組のうち、イ

(ア)および(イ)の提供と一体のサービスとして提供するもの

(イ) (ア)に掲げるもののほか、国内テレビジョン放送の放送番組であって、広く一般に提供することに公益上の意義もしくは協会の放送番組や業務に関する周知のための必要性があり、またはその提供が第10条に定める放送法上の努力義務の達成に資するもの（その提供により受信料制度を毀損するおそれがある場合を除く。）

(ウ) 国内ラジオ放送、国際放送および協会国際衛星放送の放送番組

二 理解増進情報

2 前項第1号イ(ア)および(イ)の放送中番組の提供を「地上テレビ常時同時配信」と称し、これと一体として行う同号工(ア)の既放送番組の提供を「地上テレビ見逃し番組配信」と称する。

3 提供している理解増進情報については、特定の放送番組との対応関係を確認し、その関係を少なくとも3か月に一度協会のウェブサイトに掲載して公表する。

【注2】 利用者の利便に資し、または放送後の時間経過等による利用者の誤解を防ぐため、速報ニュース・気象情報等、放送の際に追加した文字、図形または音声による情報を除いたもの等を提供する場合がある。

【注3】 一般社団法人IPTVフォーラムが策定した「ハイブリッドキャスト技術仕様」に基づく放送・通信連携サービスをいう。

(業務の実施方法)

第14条 前条の放送番組等の提供は、次の各号のいずれかの方法により行う。ただし、第1号に掲げる方法によることを原則とし、第2号に掲げる方法による場合は、実施計画においてその旨を明示する。

- 一 協会のウェブサイト【注4】または協会が一般に提供するアプリケーションを通じて行う方法
 - 二 電気通信回線を通じて一般への情報提供を行う他の事業者のウェブサイトまたはアプリケーションを通じて行う方法
- 2 前項第2号に掲げる方法で提供を行う場合は、当該他の事業者との契約により、利

用者に提供する放送番組等および当該放送番組等の提供に関する提供条件を協会が決定することを確保するとともに、利用者に対し、協会が提供主体であり当該放送番組等の提供について協会が定める提供条件および実施方法が適用されることを明示する。

3 次の表の左欄に掲げる放送番組等の提供期間および時間については、同表の右欄に掲げるとおりとする。

1 第13条第1項第1号アの放送予定番組	一定期間または期間を定めずに行う。
2 第13条第1項第1号イ(ア)および(イ)の放送中番組（地上テレビ常時同時配信）	一日24時間（放送休止時間帯を除く。）行う。当該放送番組の放送時間中に開始し、時差再生可能な形で行うものを含む。
3 第13条第1項第1号イ(ウ)、(イ)および(オ)の放送中番組	一日24時間（放送休止時間帯を除く。）行う。
4 第13条第1項第1号イ(カ)および(カ)の放送中番組	一日24時間（放送休止時間帯を除く。）行う。
5 第13条第1項第1号ウ(ア)の放送中番組	臨時かつ一時的に行う。
6 第13条第1項第1号ウ(イ)の放送中番組	時差再生サービスの対象とする番組の放送時間中に行う。
7 第13条第1項第1号工(ア)の既放送番組（地上テレビ見逃し番組配信）	放送日の翌日から起算して7日以内に終了する。ただし、地方向け放送番組（同一内容で全国向けに再放送した番組を提供する場合を除く。）については、放送日の翌日から起算して14日以内に終了する。
8 第13条第1項第1号工(イ)および(ウ)の既放送番組	一定期間または期間を定めずに行う。
9 第13条第1項第2号の理解増進情報	一定期間または期間を定めずに行う。

4 次の表の左欄に掲げる放送番組等の提供対象地域については、同表の右欄に掲げる

とおりとする。ただし、提供に必要な権利が確保できない場合等には、表の4の項の放送番組の提供対象地域を日本国外に、5、8および9の項の放送番組等の提供対象地域を日本国内に限ることがある。

1 第13条第1項第1号アの放送予定番組	制限を設けない。
2 第13条第1項第1号イ(ア)および(イ)の放送中番組（地上テレビ常時同時配信）	日本国内に限る。 地方向け放送番組については、技術面および費用面で合理的に可能な範囲で、当該放送番組の放送対象地域に限定して提供する。ただし、必要な設備整備が完了していない等の理由によりこうした限定ができない地域においては、埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県の各区域を合わせた区域を対象として放送する地方向け放送番組または当該地域を含む地域を所管する拠点放送局【注5】が放送する地方向け放送番組を提供することとし、設備の整備については、実施計画において各事業年度の計画を明らかにする。
3 第13条第1項第1号イ(ウ)、(イ)および(オ)の放送中番組	日本国内に限る。 電気通信回線を通じて一般への情報提供を行う他の事業者のウェブサイトまたはアプリケーションを通じて提供を実施するときは、地方向け放送番組の提供対象地域を当該放送番組の放送対象地域を含む国内の一部地域に限定することがあり、その場合、実施計画においてその実施の内容を明らかにする。

4 第13条第1項第1号イ(カ)および (ア)の放送中番組	(ア)のうち邦人向け協会国際衛星放送の放送番組に係るものを日本国外に限るほか、制限を設けない。
5 第13条第1項第1号ウ(ア)の放送 中番組	制限を設けない。
6 第13条第1項第1号ウ(イ)の放送 中番組	日本国内に限る。
7 第13条第1項第1号工(ア)の既放 送番組（地上テレビ見逃し番組配 信）	日本国内に限る。
8 第13条第1項第1号工(イ)および (ウ)の既放送番組	(ウ)のうち邦人向け協会国際衛星放送の放送番組に係るものを日本国外に限るほか、制限を設けない。
9 第13条第1項第2号の理解増進 情報	制限を設けない。

5 放送番組等の提供は、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努める。端末機器およびソフトウェアの条件については、協会のウェブサイトに掲載して公表する。第1項第2号に掲げる方法で提供を行う場合は、当該他の事業者により公表されるようにする。

【注4】 協会のウェブサイトのドメインとして、nhk.or.jp、nhk.jpなどがある。

【注5】 次の表の左欄に掲げる協会の組織をいい、それぞれ右欄に掲げる地域を所管する。

大阪拠点放送局	近畿地方
名古屋拠点放送局	東海・北陸地方
広島拠点放送局	中国地方
福岡拠点放送局	九州地方
仙台拠点放送局	東北地方
札幌拠点放送局	北海道地方
松山拠点放送局	四国地方

(料金その他の提供条件)

第15条 2号受信料財源業務は、利用者に対価を求めることなく実施する。

- 2 地上テレビ常時同時配信および地上テレビ見逃し番組配信に係るサービス（以下「地上テレビ常時同時配信等サービス」という。）の実施にあたっては、受信料制度を毀損することのないようにするために、次の各号に定める措置を講ずるものとする。
- 一 地上テレビ常時同時配信等サービスを行うウェブサイトまたはアプリケーションにおいて、提供している放送番組の画面上に、当該サービスの利用に際して協会との受信契約を確認するための情報提供を求める旨のメッセージを表示する。当該メッセージは、受信料制度を毀損することのないようにする観点で必要かつ十分な大きさおよび態様で表示するものとする。その際、次号の利用申込みを行う意思を示した者には、利用申込みを促すために必要な情報を提供するよう求めたうえで、通常とは異なる表示方法とすることがある。
 - 二 地上テレビ常時同時配信等サービスを利用しようとする者には、住所、氏名その他協会との受信契約を確認するために必要な情報を協会に提供することを求め、協会に対してこれらの情報を提供して利用申込みを行った者（以下「申込者」という。）に対しては、IDを一つ付与する。
 - 三 前二号に基づき利用に際して提供を求める情報の詳細は、地上テレビ常時同時配信等サービスの利用規約で定める。
 - 四 申込者は、IDを用いることにより、第1号のメッセージが表示されない状態で地上テレビ常時同時配信等サービスを自ら利用することができるので加え、自らと生計をともにする者その他利用規約で定める者に利用させることができる。ただし、協会は、一つのIDで同時に利用できる配信ストリームの数に上限を設けることがあり、その場合、上限とする数は、実施計画において明らかにするとともに、地上テレビ常時同時配信等サービスの利用規約で明示するものとする。
 - 五 次のいずれかに該当するときは、IDによる地上テレビ常時同時配信等サービスの利用の全部または一部を停止し、第1号の措置の状態に戻すことがある。
 - ア 申込者が提供した住所等の情報によって、申込者が協会と受信契約を締結している事実を確認できないとき
 - イ 申込者が協会と締結している受信契約に係る受信料の支払いを1年以上連續し

て延滞していることが判明したとき

- ウ 申込者が付与された I D を前号に定める範囲を超えて不正に利用させるなど、地上テレビ常時同時配信等サービスの利用規約に定める条件に違反する利用を行ったことが判明し、受信料制度を毀損するおそれの程度に鑑みて協会が当該サービスの利用の全部または一部を停止することが適當と認めたとき

- 3 地上テレビ常時同時配信の一部として災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきものを伝える放送番組を提供するときは、臨時かつ一時的に、前項第1号のメッセージを表示しないで地上テレビ常時同時配信を行う措置を講ずることがある。

(特例措置に関する情報の公表)

- 第16条** 第13条第1項第1号ウ(ア)の放送中番組の提供および前条第3項の措置を実施したときは、その都度、これにより提供した放送番組および提供時間を、協会のウェブサイトに掲載して公表する。

(業務実施に要する費用)

- 第17条** 実施に要する費用については、放送法第71条の2第1項に基づく中期経営計画の策定または変更に当たって協会の業務および収支の見通しとあわせて検討するものとし、実施しようとする業務が真に必要で有効なものか、受信料財源により賄うことが妥当かなどの観点から不斷に点検して抑制的な管理に努める。

- 2 実施に要する費用は、年額200億円を超えないものとする。
- 3 実施に要する費用については、第42条第6項による費用明細表の作成・情報開示をはじめ、区分経理の考え方方に則った十分な説明と、参考となる情報の提供に努めるものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、大規模災害など国民の生命、身体および財産の保護が必要な緊急事態の発生や、想定を大きく超える利用者の増加等により配信経費等が増大したときは、第2項の金額を超過して国内インターネット活用業務を実施することがある。その場合、他の項からの予算の流用について、予算総則の定めに従い経営委員会の議決を経ることとし、当該超過した金額とその理由を協会のウェブサイトおよ

び当該年度の業務報告書に掲載して公表する。

5 前項の想定に係る利用見込み等の根拠については、毎年度の実施計画において明らかにするものとする。

(放送番組等の点検と提供の終了)

第18条 2号受信料財源業務により行う個々の放送番組または理解増進情報の提供については、少なくとも年1回、その社会的意義を勘案して必要性・有効性を点検し、それらがなくなったと判断したものはその時点で終了する。

2 前項の点検の結果については、協会のウェブサイトで公表するとともに、審査・評価委員会にその概要を報告する。

(サービスの維持改善)

第19条 2号受信料財源業務に係るサービス利用の際の操作方法および画面表示については、広く利用者に分かりやすく利便性が高いものとなるよう、維持改善に努める。

(利用規約の作成等)

第20条 利用者保護の観点から、2号受信料財源業務に係るサービスについては、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、協会および利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表し、利用者にその内容を明示する。

2 前項の利用規約の中で、2号受信料財源業務に係るサービスの用に供している電気通信設備に本サービスの実施を不可能とする不具合が生じた場合等に協会が当該サービスの提供を中断することがあることを明示する。

3 利用者に必要な情報の登録を求める場合を含め、2号受信料財源業務に係るサービスの提供に際して利用者に関する個人情報または非特定視聴履歴（特定の日時において視聴する放送番組を特定することができる情報であって、特定の利用者を識別することができず、かつ、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができない情報をいう。）を含む視聴関連情報その他の情報（以下「個人情報等」という。）を取得する場合は、第1項の利用規約の中で次の各号に掲げる事項を明示する。

一 当該サービスの利用にあたって、利用者に関する個人情報等の提供が必要となる

こと

- 二 協会は、利用者に関する個人情報等を第36条に定めるところにより適切に取り扱うこと

(インターネット活用業務についての社会実証)

第20条の2 協会のインターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証するため、期間を限って、放送番組等の提供を伴う社会実証を実施することがある。

- 2 社会実証に係る放送番組等の提供については、第13条から第15条までの規定にかかわらず別紙のとおりとする。

第4部 2号有料業務

(業務の内容)

第21条 2号有料業務は、国内基幹放送（地上基幹放送および衛星基幹放送）の既放送番組および当該放送番組に係る理解増進情報を、一般の求めに応じ、電気通信回線を通じてその利用に供することを内容とする。ただし、周知・広報のために必要と認めるときは、国内基幹放送の放送予定番組または放送中番組に係る理解増進情報を利用に供することがある。

- 2 2号有料業務に係るサービスを「NHKオンデマンドサービス」（以下この第4部において「本サービス」という。）と称し、次の各号に掲げる契約種別で提供する。
- 一 単品等・・・放送番組等の中から1本（以下「単品」という。）または複数本をまとめたパック（以下「複数本パック」という。）を単位に、そのつど課金して一定期間の利用を可能とするもの
 - 二 見放題パック・・・個々の放送番組等の入れ替わりがあることを前提とした特定範囲の複数本の放送番組等を一括対象とし、一定期間の利用を可能とするもの
- 3 理解増進情報を提供するにあたっては、特定の放送番組との対応関係を明らかにして行う。

(業務の実施方法)

第22条 本サービスの提供は、次の各号のいずれかの方法により行う。

- 一 直接提供型・・・協会が、電気通信回線を通じて利用者に直接提供する方法
 - 二 プラットフォーム経由型・・・第三者が実施する動画配信サービスにおける動画管理、顧客管理、課金管理その他の基本機能（以下「プラットフォーム機能」という。）を介して提供する方法
- 2 前項第2号のプラットフォーム経由型により本サービスの提供を行う場合は、当該プラットフォーム事業者（本サービスのためにプラットフォーム機能を提供し、または提供を予定する事業者をいう。以下同じ。）との契約により、本サービスの提供に関する料金その他の提供条件を協会が決定することを確保するとともに、利用者に対し、協会が提供主体であり、放送番組等の提供について協会が定める料金その他の提供条件および実施方法が適用されることを明示する。
- 3 本サービスによる放送番組等の提供は、個々の放送番組または理解増進情報ごとに、一定期間または期間を定めずに行う。
- 4 本サービスの提供対象地域は、日本国内とする。
- 5 本サービスは、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努める。端末機器およびソフトウェアの条件については、協会のウェブサイトに掲載して公表する。プラットフォーム経由型により本サービスの提供を行う場合には、プラットフォーム事業者により公表されるようにする。

(料金その他の提供条件)

第23条 2号有料業務は、利用者から対価を得て実施する。

- 2 本サービスの利用料金は、本サービスに対する需要動向等のデータに基づき、本サービスの種類ごとに次の各号の考え方により定め、実施計画において明らかにするとともに、協会のウェブサイトに明示する。これを変更するときも同様とする。
- 一 単品等・・・単品は、その放送番組等の長さ、画質、権利処理に要した費用および市場性を、複数本パックは、その構成する放送番組等の単品料金の額および本数ならびに市場性を、それぞれ総合的に勘案して定める。
 - 二 見放題パック・・・提供期間、対象となる放送番組等の本数、画質、権利処理に要した費用および市場性を総合的に勘案して定める。
- 3 前項の料金を定め、または変更するにあたっては、次の各号の点を考慮するものと

する。

- 一 利用者の利益を不当に害しないこと
 - 二 できる限り収入総額の増加に寄与するようにすること
 - 三 一般的な料金水準に比し、著しく低額にならないようにすること
- 4 前項第1号または第3号に定める事項に適合しないこととなったと認めるときは、その是正のために必要な措置をとる。
- 5 本サービスの利用の促進に資するため、第2項および第3項の規定にかかわらず、次に掲げる料金の特例措置を行うことがある。
- 一 利用料金を一時的に減額または無料とする措置
 - 二 本サービスの一部を割引料金または無料で利用できる利用権を付与する措置
- 6 前項の特例措置は、次の各号の条件を満たすものとする。
- 一 利用者間およびプラットフォーム事業者間の公平を不当にゆがめないこと
 - 二 同種のサービスを提供する他の事業者による類似の措置に比し、適切なものであること
- 7 本サービスの利用希望者との契約締結を、正当な理由なく拒まない。

(サービスの維持改善)

第24条 本サービスの利用に係る操作方法および画面表示については、広く利用者に分かりやすく利便性が高いものとなるよう、維持改善に努める。プラットフォーム経由型により本サービスの提供を行う場合には、当該プラットフォーム事業者とともに、維持改善に努める。

(利用規約の作成等)

第25条 利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、次の各号に掲げる事項を含む利用規約を定めて公表し、利用者にその内容を明示する。

- 一 本サービスを利用するには会員登録の申し込みを行う必要があること、および、その申し込みに虚偽の内容がある等、本サービスの提供に支障を生じるおそれがある場合には、協会が当該会員登録の申し込みを承諾しない場合があること。（ただし、プラットフォーム経由型においてコンテンツ利用の申し込みが可能な環境にあ

るときは、本サービス専用の会員登録を不要とすることがある。)

- 二 本サービスの利用料金は別に定め、個別の利用申し込みを受け付ける画面に表示すること
- 三 利用者によるコンテンツ利用の申込方法および協会による承諾の通知方法
- 四 本サービスの利用に障害が発生した場合、協会は、速やかにシステム状況を調査し、協会の設備（協会が本サービスの提供のために必要な業務の一部を委託した者の設備を含む。）によるものであったときは、協会の責任において正常化のための必要な措置を講ずるものとすること。ただし、プラットフォーム経由型による場合、当該プラットフォーム事業者の設備は、その事業者が調査および必要な措置を行い、協会と連携して異常の解消にあたること。
- 五 本サービスの用に供している電気通信設備に本サービスの実施を不可能とする不具合が生じた場合等に、本サービスの提供を中断することがあること
- 六 購入したコンテンツを不特定または多数人に視聴させてはならないこと等の利用者の禁止事項
- 七 協会は、利用者に関する個人情報等を、別に定める「ＮＨＫ個人情報保護方針」、「ＮＨＫ個人情報保護規程」等に則り適切に取り扱うものとすること
- 八 協会は、前号の個人情報等を、本サービスの提供および広報、本サービスの向上を目的とする利用者意向調査およびアンケートの実施、利用者からの問い合わせへの対応ならびに利用規約違反、利用料金の未払い等利用者の債務不履行等の是正のために取る措置の目的以外には利用しないこと
- 九 本サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止および解除の条件
- 十 本サービスを終了する場合には、協会が利用者に対して事前に予告すること（なお、プラットフォーム経由型による場合には、利用者に対する予告に必要な期間を確保できるよう措置する。ただし、プラットフォーム事業者によるサービス継続が不可能となった契約解除の場合は、当該動画配信サービスを介した本サービスの利用者への事前の告知ができない場合がある。）
- 十一 前十号に定めるもののほか、協会および利用者の責任に関する事項等

（プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応）

第26条 プラットフォーム事業者から本サービスに関し契約締結の申し入れを受けた

ときは、当該プラットフォーム事業者が、利用者との間に本サービス提供の基礎となる基本サービスの提供契約を締結し、または締結の予定がある者（資本関係等を通じこれらと同等の役割を果たす者を含む。）であって、契約条件に関する誠実な協議および客観的資料を通じ、本サービスの実施に要する次の各号の条件を満たすと認める場合は、当該事業者と契約の締結を行う。契約を更新するときも同様とする。なお、当該プラットフォーム事業者が、自己が管理・監督可能な第三者に業務の一部を委託することによって条件を満たす場合を含む。

- 一 本サービスは原則として一体として取り扱い、本サービスのコンテンツ編成は協会が行うこと
- 二 協会が本サービスの利用に関する利用者との契約を行うこと
- 三 協会の求めがあったときは番組の即時公開停止ができること
- 四 動画配信サービスの対価を差し引いた当該プラットフォームを通じた協会の収入見込みが、当該プラットフォーム事業者との契約に係り協会に新たに発生する初期費用および運用費用を下回らないこと
- 五 直接提供型の実施に支障がないこと
- 六 その他、公共放送としての協会の業務の遂行に支障が生じるおそれがないこと、および、利用者の利便性に資する観点から問題が生じないこと

(利用に関する契約の取り次ぎ)

第27条 本サービスの利用に関する契約の取り次ぎは、受信料の契約・収納活動と一緒にで行わない。

(周知・広報活動)

第28条 本サービスの周知・広報は、協会の公共放送としての品位と信頼を確保するとともに、公正競争の確保に留意しつつ、当該業務の目的に資するよう、実施する。

第5部 3号受信料財源業務

(業務の内容)

第29条 3号受信料財源業務は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる放送番

組等を、他の事業者（放送番組を、電気通信回線を用いて一般の利用に供する事業を行ふ者（放送事業に用いさせる目的で提供する場合の放送事業者および外国放送事業者は除く。）に限る。以下「3号対象事業者」という。）に提供することを内容とする。

- 一 災害等の緊急時に係る情報提供を迅速かつ広範に行うために特に必要と認める場合 当該緊急時に迅速に提供すべき情報を伝える放送番組等
 - 二 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合（次号に掲げる場合を除く。） 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組等
 - 三 邦人向け協会国際衛星放送の放送番組およびこれと一体として提供される協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合 邦人向け協会国際衛星放送の放送番組等およびこれと一体として提供されるテレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組等
 - 四 その他特に公益上の意義があると認める場合 当該公益上の意義に合致する放送番組等
- 2 理解増進情報を提供するにあたっては、特定の放送番組との対応関係を明らかにして行う。

（業務の実施方法）

- 第30条** 提供は、電気通信回線を通じた伝送、放送番組等を記録した媒体の交付その他の協会が適当と認める方法により行う。
- 2 提供は、3号対象事業者と合意した期間および時間により行う。

（料金その他の提供条件）

- 第31条** 3号受信料財源業務は、3号対象事業者に対価を求めることなく実施する。ただし、第29条第1項第3号に定めるところにより放送番組等の提供を受けた3号対象事業者が利用者に対価を求める場合は、この限りではない。
- 2 3号対象事業者が放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供するにあたっては、第29条第1項第3号に定めるところにより放送番組等の提供を受けた場合を除き、原則として利用者にその利用の対価を求めないことを提供の条件とする。

- 3 3号対象事業者における放送番組等の使用の目的・態様が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、提供しない。
- 一 協会の性格、使命、ブランドを損なうおそれがあるとき
 - 二 放送番組の取材、制作、編成その他の協会の業務の実施に支障があると認めるとき
 - 三 第三者の著作権、プライバシー、肖像権等の権利を侵害するおそれがあるとき
 - 四 利用者に、協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や、広告収入を目的に行うサービスにあっては当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるとき
 - 五 公序良俗に反し、または違法な行為につながる等の反社会的なものと認めるとき
 - 六 3号対象事業者が、当該提供により過大な利益を得ることとなると認めるとき
 - 七 2号受信料財源業務に係るこの基準の定める規律を没却するおそれがあるとき
- 4 前項各号のいずれにも該当しないときは、3号対象事業者が実施するサービスの提供対象地域、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の条件を総合的に考慮して、提供の可否および提供する放送番組等、利用者への提供期間その他の諸条件を判断し、当該提供の求めに係る事業者と合意したところにより提供する。

(業務実施に要する費用)

第32条 実施に要する費用は、年額1億円を超えない額とする。

第6部 3号有料業務

(業務の内容)

第33条 3号有料業務は、国内基幹放送の既放送番組および当該放送番組に係る理解増進情報を、3号対象事業者からの求めに応じ、提供することを内容とする。ただし、周知・広報のために必要と認めるときは、国内基幹放送の放送予定番組または放送中番組に係る理解増進情報を提供することがある。

- 2 理解増進情報を提供するにあたっては、特定の放送番組との対応関係を明らかにして行う。

(業務の実施方法)

第34条 3号対象事業者からの放送番組等の提供の求め（以下「提供の求め」という。）があったときは、これを受け付け、適切かつ速やかに対応する。

- 2 提供は、放送番組等を記録した媒体の交付その他の協会が適當と認める方法により行う。
- 3 提供は、3号対象事業者と合意した期間および時間により行う。
- 4 3号有料業務に係る営業活動は、協会の公共放送としての品位と信頼を損なうことのないよう、公正かつ適正な方法により行うものとする。

(料金その他の提供条件)

第35条 3号有料業務は、3号対象事業者から対価を得て実施する。

- 2 提供にあたっては、協会との取引関係および資本関係の有無にかかわらず、特定の事業者を不当に差別的に取り扱わない。
- 3 提供の求めまたは提供の求めるに係る放送番組等の使用の目的・態様が次の各号のいずれかに該当するときは、提供しない。
 - 一 協会の性格、使命、ブランドを損なうおそれがあるとき
 - 二 放送番組の取材、制作、編成その他の協会の業務の実施に支障があると認めるとき
 - 三 第三者の著作権、プライバシー、肖像権等の権利を侵害するおそれがあるとき
 - 四 サービスの利用者に、協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や広告収入を目的に行うサービスにあっては当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるとき
 - 五 公序良俗に反し、または違法な行為につながる等の反社会的なものであると認めるとき
 - 六 料金が支払われることが不確実であると認めるとき
- 4 前項各号のいずれにも該当しないときは、次の各号に掲げる観点を総合的に考慮して、提供の可否および提供する放送番組等、利用者への提供期間その他の諸条件を判断し、当該提供の求めるに係る事業者と合意したところにより提供する。
 - 一 3号対象事業者が実施するサービスの提供対象地域、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の条件に照らして、広く一般の利用者による放送番組等の活用機会の

- 拡大に資するか否か
- 二 提供に要する費用を賄うのに足る提供料収入があるか否か（ただし、公共の利益に資すると認められるときその他特に理由がある場合はこの限りでない。）
- 三 2号有料業務との関係
- 四 当該提供の求めに係る事業者以外の3号対象事業者への提供条件との公平性
- 5 提供は、提供料等の提供条件、利用許諾に関する事項その他必要な事項を明確に定めた提供契約を締結して行う。

第7部 共通事項

(個人情報等の保護)

第36条 放送番組等の提供にあたって利用者に関する個人情報等を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令、関連する認定個人情報保護団体が定める指針、「NHK個人情報保護方針」、「NHK個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講ずる。

- 2 プラットフォーム経由型による2号有料業務において利用者に関する個人情報等を取得する場合には、当該プラットフォーム事業者が前項と同等の措置を行うよう当該プラットフォーム事業者との契約において定める。

(外部事業者)

第37条 委託等により外部事業者にインターネット活用業務の一部を担わせる場合には、当該外部事業者との契約により、協会と当該外部事業者との責任の分界を明確にする。

- 2 外部事業者との契約にあたっては、協会の経理規程に則り、競争契約を原則とするとともに、その透明性の確保に努める。
- 3 特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外部事業者の業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わない。

(業務の実施に関する体制・設備等)

第38条 インターネット活用業務は、その適切な実施のために必要な実施体制および設備を整備して行う。

(競合事業者等からの意見・苦情等への対応)

第39条 競合事業者または外部事業者から意見・苦情等が寄せられたときは、適切かつ速やかにこれを受け付けて対応する。

- 2 前項の意見・苦情等への対応については、審査・評価委員会に、インターネット活用業務の公共性および市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講ずる。
- 3 第1項の意見・苦情等の受付方法ならびに前項の検討にあたっての考え方、検討の結果および措置は、協会のウェブサイトに掲載して公表する。

(利用者からの意見・苦情等への対応)

第40条 2号受信料財源業務に係るサービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応する。

- 2 2号有料業務に係るサービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会が当該サービスの実施のために設置するコールセンターで受け付け、迅速かつ適切に対応する。ただし、プラットフォーム経由型による当該サービスの利用方法や操作方法等に関する意見・苦情等は、当該プラットフォーム事業者の対応窓口で受け付け、内容に応じて協会または当該プラットフォーム事業者が対応するとともに、両者で連携して、当該サービスのより円滑な利用を促進する。
- 3 前二項の意見・苦情等の内容については、第7条の実施計画の策定ならびに第8条第1項ならびに第2項の評価および業務の改善を図るために措置の実施にあたって適切に考慮するとともに、第9条第3項の見解を求める際に審査・評価委員会に概要を報告する。
- 4 協会のコールセンター等の受付窓口については、協会のウェブサイトへの掲載等により周知に努める。

(重複提供に関する周知等)

第41条 同一放送番組等が、2号受信料財源業務または3号受信料財源業務および2号有料業務または3号有料業務の両方で、期間および対象地域を重複して提供されることとなるときは、当該放送番組が提供される2号有料業務または3号有料業務に係るサービスの利用者に対してその旨を明示すること等により、利用者の利益および関係事業者の正当な利益を損なわないよう留意する。

第8部 インターネット活用業務に係る区分経理等

(区分経理等)

第42条 放送法施行規則に従い、2号受信料財源業務および3号受信料財源業務（以下総称して「受信料財源業務」という。）に係る経理は一般勘定に、2号有料業務および3号有料業務（以下総称して「有料業務」という。）に係る経理は有料インターネット活用業務勘定に区分して整理する。

- 2 受信料財源業務に係る経理については、常時同時配信等業務に係る費用、2号受信料財源業務に係る費用および3号受信料財源業務に係る費用を他の業務とは区分してそれぞれ整理する。
- 3 有料業務に係る経理については、2号有料業務に係る費用および3号有料業務に係る費用を他の業務とは区分して整理する。
- 4 費用の計上にあたっては、インターネット活用業務の費用として特定できるものはそれぞれの業務に直課するとともに、複数の業務に係る経費は、放送法施行規則第32条第4項に基づき、実施計画で明示する適正な配賦基準により、費用の特性に応じ、それぞれの業務に配賦して整理する。
- 5 費用の整理に関する計算方法について、次に掲げる事項を実施計画で定める。
 - 一 勘定科目の細目ごとの費用と業務との対応関係
 - 二 勘定科目の細目ごとの直課または配賦の別
 - 三 費用を配賦する場合、費用の細目ごとに適用する配賦基準
- 6 毎事業年度の開始前および終了後に、当該年度に実施する、または実施したインターネット活用業務の費用を第1項から第5項までの規定により整理し、放送法施行規則第32条第6項の様式にしたがって費用明細表を作成する。
- 7 前項の費用明細表のうち、事業年度開始前のものは実施計画において、事業年度終

了後のものは財務諸表の説明書において、それぞれ情報開示する。当該費用明細表の作成に用いた費用の整理に関する計算方法（第5項第1号から第3号について記した一覧表を含む。）は、実施計画に添付するとともに、放送法施行規則第34条の規定により作成する財務諸表の説明書に記載する。

- 8 インターネット活用業務に係る費用については、第5項に定める計算方法に準拠して費用が整理されたことを含め、会計監査人が財務諸表の監査を実施する。
- 9 費用の整理方法や配賦基準の適正を確保するため、毎年度、有識者を交えた検証・見直しを行う。検証・見直しの実施結果および配賦比率については、協会のウェブサイトに掲載して公表する。

第9部 有料業務に関する共通事項

(有料業務の事業計画の策定)

第43条 有料業務の実施にあたっては、単年度または複数年度の計画期間において収支相償するよう事業計画を策定するものとする。

(収支差が生じた場合の扱い)

第44条 有料インターネット活用業務勘定の年度末における事業収支差損は、一般勘定からの短期借入金で補填し、貸借対照表に繰越欠損金として表す。

- 2 繰越欠損金の解消後の有料インターネット活用業務勘定の年度末における事業収支差益は、原則として一般勘定への繰り入れを行う。ただし、有料インターネット活用業務勘定における翌期以降の有料業務実施のために必要と判断される範囲で、当該業務勘定における翌期への繰り越しを行うことを妨げない。

(検討)

第45条 有料インターネット活用業務勘定において繰越欠損金が解消したときは、2号有料業務に係るサービスのその後の利用料金の考え方についてあらためて検討し、この基準の見直しその他必要な措置を講ずる。

- 2 2号有料業務については、毎事業年度の有料インターネット活用業務勘定の収支等を踏まえて2号有料業務に係るサービスや運用体制の在り方について検討し、必要な

措置を講ずる。

附 則

(施行期日等)

第1条 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年10月17日に総務大臣の認可を受けた基準は、令和5年3月31日をもって廃止する。

(第15条の受信契約の範囲)

第2条 第15条（同条第2項第1号を除く。）の受信契約については、当分の間、住居（世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。）に設置した受信機に係る受信契約に限るものとする。

(機器等の動作検証のための措置)

第3条 2号受信料財源業務の実施にあたって、新たな端末機器またはソフトウェアを利用できるようにするに際しては、その動作に係る検証を行うため、期間を3か月以内に限って、当該端末機器またはソフトウェアでは第15条第2項第1号のメッセージを表示しない措置を講ずることがある。

(実施基準の見直し)

第4条 この基準は、インターネット活用業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、隨時必要な見直しを行うこととする。

第20条の2の社会実証に係る放送番組等の提供の実施方法等については、以下のとおりである。

1 社会実証の目的

放送と通信の融合が進み、多様な選択肢が生まれ視聴スタイルが急速に変化する中、協会のインターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証するため、主としてテレビを日常的に利用していない者（テレビ受信機を設置していない者を含む）、利用が少ない者に対してインターネットを通じて放送番組等を提供し、協会のインターネット活用業務によるサービスがどのように受容され、またその提供主体である協会の目的・意義がどのように評価されるかを多面的・多角的に検証する。

2 社会実証に係る提供の内容・実施方法

社会実証に係る放送番組等の提供は、次のとおり実施するものとする。

(1) 提供の内容

協会の放送番組および当該放送番組に係る理解増進情報を組み合わせたサービスを検証内容に沿った範囲で設定し、あらかじめ選定した対象者に対し、期間を限って提供する。提供は複数回にわたって実施することがあり、サービスの内容、対象者および期間は検証内容に即して提供のつど定める。提供にあたり対価は求めない。

(2) 提供の期間

1回の提供にあたり1週間から最大3ヶ月程度とする。

(3) 提供の対象者

1回の提供にあたり最大300人程度とし、検証内容に適した属性の者を選定する（テレビ受信機を設置していない者を含む）。

(4) 検証項目

- ・提供するサービスの受容のされ方
- ・サービスの提供を通じた、情報の多様性、多元性への貢献など公共放送の目的・意義の認知・評価のされ方
- ・その他

(5) 費用

第17条第1項から第3項の規定に従う。

3 公表

- (1) 社会実証に係る提供の内容および期間等の概要は、当該年度の実施計画に記載する。
- (2) 社会実証に係る提供の日時（期間）、対象人数等のより具体的な内容については、提供ごとに事前に協会のウェブサイトに掲載して公表する。
- (3) 社会実証の結果は、協会のウェブサイトに掲載して公表する。